

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年4月28日（平成28年（行個）諮問第71号）

答申日：平成29年12月4日（平成29年度（行個）答申第144号）

事件名：本人が行った労災請求に関する調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が平成26年特定月頃に発症、被災した労働災害に関し、平成27年特定月日に特定労働基準監督署が決定した労災請求に係る調査復命書及び添付資料」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、山梨労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年1月5日付け山梨個開第27-64号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

山梨労働局の山梨個開示第27-64号は、知る権利を不当に害するものであり、非常に不服であります。事業主の安全に関する責任問題を追及するため、労災調査にどのような会社の人間が協力したのかを知りたいので、不開示部分の開示を求めます。

なお、労災の協力は団体交渉で事業主と合意しています。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）本件審査請求の経緯

ア 審査請求人は、平成27年11月27日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「私が平成26年特定月に発症、被災した労働災害に関し、平成27年特定月日に特定労働基準監督署が決定した労災請求に係る調査復命書及び添付資料」に係る開示請求を行

った。

イ これに対して、処分庁が平成28年1月5日付け山梨個開第27-64号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、審査請求者がこれを不服として、平成28年2月4日付け（同月23日受付）で審査請求を提起したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「4 原処分において不開示とされている部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 理由

ア 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、請求人が平成26年特定月頃に発症、被災した労働災害に関し、平成27年特定月日に特定労働基準監督署長が決定した労災請求に係る調査復命書及び添付資料である。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 法14条2号の不開示情報

a 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2、3の②、5の③、8の①、9、13の①、14の①、15の①、16の①、17の①及び18の①の不開示部分は、請求者以外の氏名、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1、10、13の②、14の②、15の②、16の②、17の②及び18の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定期間から聴取をした内容等である。当該聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 法14条3号イの不開示情報

a 別表に記載した情報のうち、文書番号3の①、5の①及び7の

①の不開示部分は、特定事業場等の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 別表に記載した情報のうち、文書番号5の②の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場等が一般に公にしていない内部情報である。そのため、仮にこれらの情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法14条3号ロの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号7の②の不開示部分は、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(エ) 法14条7号柱書きの不開示情報

a 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1、10、13の②、14の②、15の②、16の②、17の②及び18の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理

の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

- b 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号5の②及び7の②の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあることは、上記イ(イ)で既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(4) 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「4 原処分において不開示とされている部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 補充理由説明書

法42条の規定に基づき、平成28年4月28日付け厚生労働省発基0428第20号により諮問した平成28年(行個)諮問第71号に係る諮問書理由説明書につき、以下のとおり修正するとともに、同理由説明書別表に不開示理由の修正を行う。

(1) 不開示情報該当性について

理由説明書の該当部分を以下のとおり修正する。

ア 法14条2号の不開示情報

- (ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2、3の②、5の③、8の①、9、13の①、14の①、15の①、16の①、17の①及び19の①の不開示部分は、請求者以外の氏名、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特

定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1、8の②、10、13の②、14の②、15の②、16の②、17の②、18及び19の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取をした内容等である。当該聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

(ア) 別表に記載した情報のうち、文書番号3の①、5の①及び7の①の不開示部分は、特定事業場等の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した情報のうち、文書番号5の②及び18の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場等が一般に公にしていない内部情報である。そのため、仮にこれらの情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号ロの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号7の②の不開示部分は、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

エ 法14条7号柱書きの不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1、8の②、10、13の②、14の②、15の②、16の②、17の②、18及び19の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア（イ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号5の②及び7の②及び18の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあることは、上記イ（イ）で既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示するとした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(2) 理由説明書別表の修正等について

理由説明書別表の該当部分を以下のとおり追加・修正する。

(下線部分が追加・修正部分)

文書番号	対象文書名	不開示を維持する部分	不開示情報 法14条該当号			
			2号	3号イ	3号ロ	7号柱書き
7	事業場提出資料	① 1頁事業場印影部分		○		
8	意見書の提出について	② 1頁「1 受診の端緒」4行目11文字目ないし18文字目、2頁「5 発病時期、治療経過及び現在の症状」3行目20文字目ないし4行目最終文字、3頁「7 今後の治療計画について」5行目1文字目ないし最終文字（追記部分含む）	○			○
17	保険給付実地調査復命書⑥	② 2頁7行目ないし8頁15行目（項番を除く）	○			
18	特定事業場スタッフ管理表	9頁ないし11頁	○	○		○
19	保険給付実地調査復命書⑥	① 1頁不開示部分、2頁4行目4文字目ないし最終文字、5行目、6行目	○			
		② 2頁9行目ないし3頁6行目（項番を除く）	○			○

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年4月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月26日 審議
- ④ 平成29年8月3日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年11月6日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同月30日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私が平成26年特定月頃に発症、被災した労働災害に関し、平成27年特定月日に特定労働基準監督署が決定した労災請求に係る調査復命書及び添付資料」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表に掲げる文書番号1ないし文書番号19に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の全てを開示すべきとしている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、原処分を維持することが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表の6欄に掲げる部分について

ア 通番1及び通番13について

当該部分は、審査請求人以外の個人に関する情報ではあるが、特定の個人を識別することができず、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。また、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番3、通番5及び通番8について

当該部分は、特定事業場の印影であるが、審査請求人が提出した療養補償給付たる療養の費用請求書に記載されたものと同一の印影と認められる。そのため、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

ウ 通番4及び通番10について

当該部分は、医師の署名及び印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が提出した療養補償給付たる療養の費用請求書に記載されたものと同一の署名及び印影と認められる。そのため、いずれも審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当し、開示すべきである。

エ 通番 2 4 について

当該部分は、特定事業場のスタッフ管理表のうち日付等及び審査請求人が特定事業場に勤務した日数にかかる記載であり、審査請求人以外の個人に関する情報に該当せず、また、審査請求人が知り得る情報であることから、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められず、また、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められない。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 2 号、3 号イ及び 7 号柱書きに該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 法 1 4 条 2 号該当性について

通番 2、通番 7、通番 1 2、通番 1 4、通番 1 6、通番 1 8、通番 2 0、通番 2 2 及び通番 2 5 の不開示部分については、審査請求人以外の氏名、職業、住所、生年月日、電話番号及び審査請求人との関係の記載であり、それぞれ法 1 4 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものに該当し、審査請求人の知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法 1 5 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 2 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法 1 4 条 2 号及び 7 号柱書き該当性（通番 1、通番 1 1、通番 1 3、通番 1 5、通番 1 7、通番 1 9、通番 2 1、通番 2 3 及び通番 2 6）について

(ア) 通番 1 のうち 3 8 頁の「事業場（所属部署）内における当該労働者の位置づけ」欄は、特定事業場の関係者の氏名が記載されており、かつ、聴取実施者には○印が付記されている。

聴取実施者の氏名及び聴取実施者であることを示す○印の有無は、一体として法 1 4 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は一体として個人識別部分であることから、法 1 5 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 2 号に該当し、同条 7 号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番 1（上記（ア）を除く。）のうち、氏名及び役職の記載部分

は、特定労働基準監督署の担当監督官が、審査請求人以外の個人から聴取した者の記載であり、それぞれ被聴取者ごとに一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、審査請求人の知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番13のうち審査請求人との関係及び役職部分、通番15の11頁22行目並びに通番19の8頁最終行の審査請求人以外の第三者の氏名及び印影部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、上記(イ)と同様の理由により、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(エ) その余の部分については、審査請求人以外の第三者から聴取した内容、特定労働基準監督署の担当監督官に対して提出した審査請求人以外の第三者の意見であり、これらを開示すると、被聴取者が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番6の5頁ないし8頁の不開示部分は、特定事業場の施設を施工した特定事業場名が記載されており、これを開示すると、施工した特定事業場の施工の業務内容の詳細が分かり、当該施工事業場の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法14条3号イに該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番6のうち上記(ア)を除く部分は、特定事業場から特定労働基準監督署に報告した特定事業場の意見及び関連資料であり、審査請求人はその具体的な内容を知り得るものではないことから、これ

を開示すると、このことを知った特定事業場だけでなく、関係事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、正確な事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督機関における労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号ロ及び7号柱書き該当性について

通番9は、特定事業場から特定労働基準監督署に提出した資料であり、上記ウ（イ）と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 法14条2号、3号イ及び7号柱書き該当性について

通番24は、特定事業場のスタッフの管理状況をまとめた一般に公にしていない内部資料であり、審査請求人が知り得るものではないことから、これを開示すると、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、山梨労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について、山梨労働者災害補償保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされており、また、その後、審査請求人から労働保険審査会に再審査請求がなされ、審査請求人に対して、当該事件に係る一連の審査資料がまとめられた、いわゆる事件プリントが送付されているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書及び事件プリントの内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書等の送付により、当該決定書等記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書等により審査請求人が知り得る情報に

については開示することが望ましい。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の6欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別表の6欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文 書 番 号	2 対 象 文 書 名	3 通 番	4 原 処 分 に お い て 不 開 示 と さ れ て い る 部 分	5 不 開 示 情 報 (法 14 条 該 当 号)				6 開 示 す べ き 部 分
				2 号	3 号 イ	3 号 ロ	7 号 柱 書 き	
1	精 神 障 害 の 業 務 起 因 性 判 断 の た め の 調 査 復 命 書	1	① 3 頁 2 3 行目 4 0 文字目ないし 2 4 行目 3 文字目, 2 4 行目 2 7 文字目ないし 3 1 文字目, 3 5 文字目ないし 3 9 文字目, 3 9 行目 1 文字目ないし 5 文字目, 1 4 文字目ないし 3 9 文字目, 4 頁 3 1 行目 3 7 文字目ないし 3 2 行目 2 文字目, 6 頁 5 行目 3 6 文字目ないし 6 行目 1 文字目, 3 1 行目 1 1 文字目ないし 1 5 文字目, 9 頁 「具体的な内容及び評価」欄 1 1 行目 1 0 文字目, 1 1 文字目, 1 7 文字目ないし 1 3 行目 4 文字目, 1 7 行目 8 文字目ないし 1 0 文字目, 1 0 頁 「その他」欄 6 行目 1 8 文字目ないし 2 2 文字目, 8 行目 1 5 文字目ないし 1 0 行目 2 0 文字目, 1 0 行目 2 4 文字目, 2 5 文字目, 1 0 行目 3 6 文字目なし 1 1 行目 2 4 文字目, 1 1 行目 3 6 文字目ないし 1 2 行目 5 文字目, 1 2 行目 1 4 文字目ないし 最終文字, 1 4 行目 1 4 文字目ないし 1 7 文字目, 1 1 頁 不 開 示 部 分, 1 2 頁 不 開 示 部 分, 1 3 頁 不 開 示 部 分, 1 4 頁 不 開 示 部 分, 1 5 頁 不 開 示 部 分, 1 7 頁 不 開 示 部 分, 1 8 頁 不 開 示 部 分, 1	○			○	4 頁 3 1 行目 3 7 文字目ないし 3 2 行目 2 文字目, 6 頁 5 行目 3 6 文字目ないし 6 行目 1 文字目, 9 頁 「具体的な内容及び評価」欄 1 7 行目 8 文字目ないし 1 0 文字目, 2 5 頁 「認定事実

		<p>9頁不開示部分，20頁不開示部分，21頁不開示部分，22頁不開示部分，23頁不開示部分，24頁不開示部分，25頁不開示部分（「認定事実」欄5行目12文字目，13文字目，15文字目ないし33文字目，6行目17文字目，18文字目を除く。），26頁「調査結果」欄の不開示部分，27頁不開示部分，28頁不開示部分，29頁「主治医の意見書」欄7行目18文字目ないし23文字目，20行目38文字目ないし21行目最終文字，27行目1文字目ないし最終文字，31頁「専門医（監督署長依頼）の意見書」欄14行目10文字目ないし15行目7文字目，32頁14行目4文字目ないし6文字目，17文字目ないし16行目37文字目，17行目5文字目，6文字目，17行目9文字目ないし19行目22文字目，28行目36文字目ないし29行目5文字目，29行目10文字目ないし30行目35文字目，34頁21行目36文字目ないし22行目3文字目，30行目7文字目，8文字目，14文字目ないし31行目29文字目，35頁不開示部分，36頁不開示部分，38頁不開示部分（「事業場以外における当該労働者との相関図」の不開示部分を除く。）</p>					<p>」欄のうち，1行目36文字目ないし41文字目，12行目13文字目ないし15文字目，34頁21行目36文字目ないし22行目3文字目，38頁「事業場（所属部署）内における当該労働者の位置づけ」欄のうち審査請求人部分</p>
	<p>②9頁「具体的な内容及び評価」欄7行目3文字目，4文字目及び</p>	<p>新たに開示</p>					

			<p>6文字目ないし24文字目, 8行目23文字目及び24文字目, 25頁「認定事実」欄5行目12文字目, 13文字目, 15文字目ないし33文字目, 6行目17文字目, 18文字目, 26頁「具体的な内容及び評価」欄の1行目6文字目ないし10文字目, 12文字目ないし15文字目, 29頁「主治医の意見書」欄2行目8文字目ないし11文字目, 7行目17文字目及び24文字目, 11行目ないし13行目, 19行目1文字目ないし20行目37文字目, 25行目, 26行目, 31行目ないし34行目, 36行目ないし37行目, 31頁「専門医(監督署長依頼)の意見書」欄7行目16文字目ないし8行目11文字目, 8行目15文字目ないし10行目11文字目, 12行目23文字目ないし26文字目, 32頁1行目16文字目ないし2行目9文字目, 2行目11文字目ないし30文字目, 2行目37文字目ないし4行目24文字目, 4行目29文字目ないし5行目23文字目, 7行目13文字目ないし8行目23文字目, 34行目15文字目ないし35行目17文字目, 35行目19文字目ないし36行目9文字目, 34頁26行目1文字目ないし23文字目, 35行目36文字目ないし38文字目, 38頁の「事業場以外における当該労働者との相関図」の欄の不開示部分</p>		
2	資料一	2	①4頁不開示部分	○	

	覧		② 3 頁不開示部分	新たに開示				
3	療養補償給付たる療養の費用請求書等	3	① 事業場印影部分		○			全て開示
		4	② 医師署名, 印影部分	○				全て開示
4	申立書等		-					
5	精神障害等使用者報告書	5	① 1 頁事業場印影部分		○			全て開示
		6	② 5 頁ないし 8 頁の不開示部分, 10 頁不開示部分, 11 頁不開示部分, 13 頁不開示部分		○		○	
		7	③ 3 頁不開示部分	○				
6	パンフレット		-					
7	事業場提出資料	8	① 1 頁事業場印影部分		○			全て開示
		9	② 3 頁ないし 44 頁の不開示部分 (本人記載の部分を除く。), 49 頁ないし 52 頁の不開示部分			○	○	
			③ 1 頁不開示部分 (印影を除く), 2 頁不開示部分, 8 頁の審査請求人本人が記入者部分, 12 頁の審査請求人本人が記入者部分, 17 頁の審査請求人本人が記入者の部分, 20 頁ないし 22 頁の審査請求人本人が記入者の部分, 26 頁の審査請求人本人が記入者の部分, 33 頁ないし 35 頁の審査請求人本人が記入者部分, 36 頁及び 37 頁の不開示部分, 40 頁ないし 42 頁の審査請求人本人が記入者の部分, 44 頁の審査請求人本人が記入者の部分, 45 頁ないし 48 頁の不開示部分	新たに開示				

8	意見書の提出について	10	① 1 頁医師署名，印影部分	○				全て開示
		11	② 1 頁「1 受診の端緒」4 行目 1 1 文字目ないし 1 8 文字目， 2 頁「5 発病時期，治療経過及び現在の症状」3 行目 2 0 文字目ないし 4 行目最終文字， 3 頁「7 今後の治療計画について」5 行目 1 文字目ないし最終文字（追記部分含む。）	○			○	
			③ 1 頁「2 初診時の状況及び主訴」の欄の不開示部分， 2 頁「5 発病時期、治療経過及び現在の症状」1 行目 1 文字目ないし 3 行目 1 9 文字目， 3 頁「7 今後の治療計画について」1 行目ないし 3 行目，「9 本疾病発症の要因と考えられる事柄がありましたら，その事柄，内容，理由をお願いします」欄の不開示部分，「1 0 その他参考事項」欄の不開示部分	新たに開示				
9	カルテ等	12	① 2 8 頁担当者氏名部分	○				
			② 1 頁ないし 1 1 頁の不開示部分， 1 3 頁ないし 2 1 頁の不開示部分， 2 3 頁及び 2 4 頁の不開示部分，	新たに開示				
10	精神障害に係る意見書等	13	① 2 頁 1 4 行目 1 0 文字目ないし 1 5 行目 1 0 文字目， 3 頁 2 5 行目 4 文字目ないし 6 文字目， 2 5 行目 1 7 文字目ないし 2 8 行目 6 文字目， 2 8 行目 1 4 文字目， 1 5 文字目， 2 8 行目 1 8 文字目ないし 3 0 行目最終文字， 4 頁 4 行目最終文字ないし 5 行目 8 文字目， 1 3 文字目ないし 7 行目 4 文字目， 6 頁 1 9 行目 1 文字目ない	○			○	6 頁 1 9 行目 1 文字目ないし 6 文字目

			し 6 文字目， 2 8 行目 1 0 文字目， 1 1 文字目， 1 7 文字目ないし 3 0 行目 2 文字目， 8 頁不開示部分					
			② 2 頁 7 行目 1 6 文字目ないし 8 行目 1 4 文字目， 8 行目 1 8 文字目ないし 1 0 行目 1 9 文字目， 1 2 行目 2 6 文字目ないし 2 9 文字目， 3 頁 1 1 行目 1 6 文字目ないし 1 2 行目 1 2 文字目， 1 2 行目 1 4 文字目ないし 3 4 文字目， 1 3 行目 4 文字目ないし 1 4 行目 3 4 文字目， 1 5 行目 1 文字目ないし 3 6 文字目， 1 8 行目 1 3 文字目ないし 1 9 行目 2 6 文字目， 4 頁 1 0 行目 1 5 文字目ないし 1 1 行目 2 0 文字目， 1 1 行目 2 2 文字目ないし 1 2 行目 1 4 文字目， 6 頁 2 3 行目 1 6 文字目ないし 2 4 行目 2 文字目	新たに開示				
1 1	保険給 付実地 調査復 命書①		-					
1 2	保険給 付実地 調査復 命書②		-					
1 3	保険給 付実地 調査復 命書③	1 4	① 1 頁不開示部分， 2 頁 2 行目 3 文字目ないし最終文字， 3 行目 3 文字目ないし最終文字， 4 行目 3 文字目ないし最終文字， 5 行目 7 文字目， 8 文字目， 1 0 文字目， 1 1 文字目， 1 3 文字目， 1 4 文字目， 1 7 文字目， 1 8 文字目	○				

		1 5	②2頁8行目ないし11頁22行目（項番及び「答」の記載を除く。）	○			○	
			③2頁5行目の5文字目及び6文字目	新たに開示				
1 4	保険給付実地調査復命書④	1 6	①1頁不開示部分，2頁3行目4文字目ないし最終文字，5行目26文字目ないし6行目5文字目	○				
		1 7	②2頁8行目ないし3頁12行目（問番号及び「答」の記載部分を除く。）	○			○	
			③2頁5行目13文字目ないし25文字目	新たに開示				
1 5	保険給付実地調査復命書⑤	1 8	①1頁不開示部分，2頁2行目3文字目ないし最終文字，3行目3文字目ないし最終文字，4行目3文字目ないし最終文字，5行目7文字目，8文字目，10文字目，11文字目，13文字目，14文字目，17文字目，18文字目	○				
		1 9	②2頁8行目ないし8頁最終行（項番及び「答」の記載を除く。）	○			○	
			③2頁5行目の5文字目及び6文字目	新たに開示				
1 6	保険給付実地調査復命書⑤	2 0	①1頁不開示部分，2頁2行目4文字目ないし最終文字，4行目26文字目ないし5行目4文字目	○				
		2 1	②2頁7行目ないし12行目（問番号及び「答」の記載部分を除く。）	○			○	
			③2頁4行目19文字目ないし25行目	新たに開示				
1 7	保険給付実地調査復	2 2	①1頁不開示部分，2頁3行目4文字目ないし最終文字，5行目11文字目ないし16文字目	○				

	命書⑥	2 3	② 2 頁 7 行目ないし 8 頁 1 5 行目 (項番を除く。)	○			○	
1 8	特定事 業場ス タッフ 管理表	2 4	9 頁ないし 1 1 頁	○	○		○	9 頁 な いし 1 1 頁 の 表 中 の 左 か ら 1 列 目 な い し 3 列 目 及 び 7 列 目
1 9	保険給 付実地 調査復 命書⑥	2 5	① 1 頁不開示部分, 2 頁 4 行目 4 文字目ないし最終文字, 5 行目, 6 行目	○				
		2 6	② 2 頁 9 行目ないし 3 頁 6 行目 (項番を除く。)	○			○	

※ 文書番号 1 7 の②の不開示情報について表に誤植があったので, 当審査会事務局で修正した。